OOTSUKA

非該当証明書 請求フォーム

2021年8月改定

非該当証明書を発行するに当たり、下記の内容確認、及び記入をお願い申し上げます。

1. 対象となる製品の情報	
(1) 製品名	□照明拡大鏡　　□その他製品
(2) 型　式※	型　　倍
(3) 仕 様	電圧:　　V ／ ﾌﾟﾗｸﾞ形状:□A型　□A三芯型　□BF型　□SE型
(4) 対象台数※ / 製造番号	台　　数:　　台
	製造番号:#
(5) 購入(入手)年月日	年　　月　　日

2. 証明書の宛名、対象製品の出荷先国名、需要者、及び輸出目的	
(1) 宛　名※	
(2) 出荷先国名※	
(3) 需要者(最終ユーザー)名※ ①国内法人様名	①　　(国内)
〃 ②海外法人様名	②　　(海外)
②の住所	
(4) 輸出、及びび製品の使用目的※	

3. その他の情報	
(1)作成した証明書の発送方法※ 該当する方法にチェックを入れて下さい	① □郵　送　② □メール(PDF)送信　③ □製品出荷時に添付
(2)ご依頼者様名称※ 郵送、メール送信時の会社名、ご担当者名をご記入下さい	
(3)送付先住所、又はメールアドレス※	

(2)輸出貿易管理令　別表1の16項に掲げられる補完的輸出規制品目(ｷｬｯﾁｵｰﾙ規制品目)には該当しております。

(3)上記の「該当」の場合、第16項(ｷｬｯﾁｵｰﾙ規制)中欄:関税定率表別表第25類～第40類、第54類～第59類、第63類、第68類～第93類、または第95類に該当する貨物は規制品対象品目で有り、弊社対象製品の分類が第90類で有る事から、仕向け国が「別表第3」のグループAで無い場合は需要者確認が必要です。

輸出貿易管理令別表第3に掲げる国(グループA)一覧

ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ・ｱﾒﾘｶ合衆国・ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・ｲﾀﾘｱ・英国・ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ｵｰｽﾄﾘｱ・ｵﾗﾝﾀﾞ・ｶﾅﾀﾞ・ｷﾞﾘｼｬ・ｽｲｽ・ｽｳｪｰﾃﾞﾝ・ｽﾍﾟｲﾝ・ﾁｪｺ・ﾃﾞﾝﾏｰｸ・ﾄﾞｲﾂ　・ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ・ﾉﾙｳｪｰ・ﾊﾝｶﾞﾘｰ・ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ・ﾌﾗﾝｽ・ﾍﾞﾙｷﾞｰ・ﾎﾟｰﾗﾝﾄﾞ・ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ・ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸ・ﾌﾞﾙｶﾞﾘｱ

上記27カ国以外が仕向先国の場合、用途確認、及び需要者確認(外国ﾕｰｻﾞｰﾘｽﾄによる)を実施し、該当／非該当の確認を行います。

備考欄			
オーツカ光学記入欄	①代理店ｺｰﾄﾞ:	②製品ｺｰﾄﾞ:	③受注No:
	④製造年月日:	⑤国別ｺｰﾄﾞ:	

注2:新規発注製品の非該等証明書発行は、製品に添付して出荷致します。

注3:製造番号のご連絡が無い場合は、個別の製品では無く、製品(機種)全体での該非判定を行います。

尚、製品出荷前の非該当証明書発行は行いません。

返信先FAX:03－3491－4120

〒142-0062　東京都品川区小山1-1-4　株式会社オーツカ光学　担当:　営業部　浅見 / 中関 宛

※印は必須項目です。必ずご記入下さい。

2021.01改定～改正対象:輸出貿易管理令の運用について(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)の一部改正

日付:令和3年1月27日公布、施行